

様式 1-2 家屋を取壊した後、敷地のみ譲渡の場合

このチェックシートは、被相続人居住用家屋等確認書申請の際に提出する書類のチェック用です。申請書提出前に、ご自身でのチェック用としてご利用ください。

被相続人居住用家屋等確認申請書(様式 1-2)

注 1 相続人が2名以上の場合、申請書は「相続人ごと」に作成してください。

注 2 下記の必要書類は、原則コピー不可のもの以外はコピーで提出されてかまいません。

なお、相続人が複数いる場合であって、窓口に相続人全員分を一括で申請する場合に限り、①、②、④を相続人1人分は原本、他の相続人分をコピーで提出することができます。郵送で申請する場合も前記に準じます。

必要書類	確認事項
<input type="checkbox"/> ①被相続人の住民票の除票の写し(原則コピー不可) ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居し、当該施設に住民票を異動している場合は、被相続人の戸籍の附票が必要です。	被相続人の死亡日、死亡時の居住地を確認します。
<input type="checkbox"/> ②家屋又はその敷地等を取得した相続人全員の住民票の写し(原則コピー不可) ※家屋の引渡日以降の日付で発行された住民票が必要です。 ※相続開始(被相続人の死亡)の直前(被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前)の住所が住民票で確認できない場合は、戸籍の附票が必要です。 { 住所が確認できない場合とは、従前の住所を定めた日等の記載がない場合、2回以上移転している場合等です。 }	相続直前から当該家屋の取り壊し、除却又は滅失の時まで、当該相続人全員が当該家屋に居住していなかったことを確認します。
<input type="checkbox"/> ③家屋の敷地等の売買契約書 ※契約に関する全ページのコピーを提出してください。 ※契約書から引渡日が確認できない場合は、土地の登記事項証明書(所有権移転登記済のもの)等の引渡日が確認できる書類の提出が必要です。	相続した家屋の敷地の引渡日(譲渡日、所有権移転日)を確認します。
<input type="checkbox"/> ④家屋取壊し後の閉鎖事項証明書(原則コピー不可) ※原則閉鎖事項証明書の提出が必要ですが、家屋が未登記の場合は、家屋取壊しに係る工事請負契約書のコピー等の取壊しを行った家屋の住所、取壊し日が確認できる書類の提出が必要です。	相続した家屋を取壊した日を確認します。
⑤下記の書類のいずれか	
<input type="checkbox"/> (A)電気、水道、ガスのいずれかの使用中止日が確認できる書類(各事業者が発行する証明書) 【代替書類】 電気、水道、ガスのいずれかの使用中止時の領収書又は請求書(当該家屋の住所の記載があるもの) ※被相続人の死亡日から譲渡日までに、閉栓している必要があります。	相続した家屋が「空家」の状態となっており、かつ、相続の時から家屋及び敷地を事業の用等に使用していないことを確認します。 ※(A)又は(B)について、ご用意が困難な場合はお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> (B)仲介業者による広告 (仲介業者による広告チラシや、インターネット広告の印刷物で、家屋の現況が空家であり、かつ、当該空家は除却又は取壊しの予定があることが表示されているもの) ※空家解体後の「敷地のみ」の広告は認められません。	
<input type="checkbox"/> (C)その他要件を満たしていることが容易に認められる書類	

令和5年12月31日までに譲渡した場合

⑥更地の写真

※撮影日付記入(手書きでも可)

相続した家屋の解体後の敷地が別の建物等の敷地の用に供されていないかを確認します。

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、前記の各書類と以下の⑤～⑦のすべての書類をご用意ください。

必要書類	確認事項
<input type="checkbox"/> ⑤被相続人の介護保険の被保険者証又は障害福祉サービス受給者証等 ※施設入所時点での介護保険被保険者証等が必要です。 【代替書類】 要介護認定等の決定通知書 施設で発行された要介護認定等に関する記録等	施設に入所する時点で、要介護、要支援、障害支援区分等の認定を受けていた、又はその他これに類する被相続人であることを確認します。
<input type="checkbox"/> ⑥施設入所時の契約書 ※契約に関する全ページのコピーを提出してください。	施設の名称、所在地、施設区分等の確認をします。
⑦下記の書類のいずれか	
<input type="checkbox"/> (A)電気、水道、ガスのいずれかの契約名義(支給人)及び使用中止日が確認できる書類(各事業者が発行する証明書) 【代替書類】 電気、水道、ガスのいずれかの使用中止時の領収書又は請求書(当該家屋の住所の記載があるもの) ※被相続人の死亡日から譲渡日までに、閉栓している必要があります。	被相続人が老人ホーム等に入所してからも、当該家屋が一定の使用をされていたこと及び相続した家屋が「空家」の状態となっており、かつ、相続の時から家屋及び敷地を事業の用に使用していないことを確認します。 ※(A)又は(B)について、ご用意が困難な場合はお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> (B)老人ホーム等が保有する対象家屋への外出、外泊等の記録	

申請先：牛久市 建設部 空家対策課 (分庁舎1階)

電話：029-873-2111 F A X：029-872-2955

e-mail：akiya@city.ushiku.ibaraki.jp

所在地：〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番地1